

1. 日本教職員組合の活動について

日本教職員組合は、「子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会」（子どもの人権連）を構成する1団体として、子どもの権利条約が94年に国内発効するまでは、主に子どもの権利条約の国内批准促進運動を、発効後は、条約の広報や子どもの権利条約全般の確立をめざす運動を、特に教育・福祉の場での子どもの権利確立に力点を置いて行ってきました。また、関係諸団体と連携し、国連・子どもの権利委員会の傍聴、活動のフォロー、同委員会宛NGOレポート作成など、対国連活動もおこなっています。

また、子どもを主体とした、子どもの育ちと学ぶ機会を保障する包括的な子ども権利法を制定し、「子ども省（仮称）」を設置するなど、総合的に子どもの権利を保障するシステムを構築する必要について提言しています。

2. 「こどものためのほうりつ」について

○子どもの権利条約の一般原則を明文化し、子どもの権利保障の基本理念を示す法律とすること

子どもの権利保障を軸とする法律の制定は必要であり、国連・子どもの権利委員会の「総括所見」や「一般的意見」を重視し、それを反映させたものにすべきです。

改正児童福祉法、改正子どもの貧困対策推進法、第3次子ども・若者育成大綱等、子どもの権利条約の理念が反映されている法律等もあります。これらを含む既存の法律、特に子どもの権利条約の理念が十分反映されていない教育・司法関係等も含めた法整備をすすめる必要があります。

なお、少子化対策については、別法で検討する課題と考えます。

○子どもの参画を明文化すること

子どもに関係する施策においては、当事者である子どもの参画を推進する必要があります。そのため子どもの参画を明記するとともに、子どもも理解できる平易な文言を使用するなど、さまざまな配慮が必要です。

○子どもの権利に関する基本法の制定とあわせて、子どもの権利擁護・救済のための独立機関、子どもについて総合的に取り扱う行政機関を設置すること

「子どもの権利利益を擁護する機関の設置」について明記されたことは評価します。子どもの参加が保障され意見が尊重される実効ある機関とする必要があります。

また、新たな行政機関の設置については、これまで十分機能しなかった府省庁連携について包括的に検証したうえで、慎重な検討を要望します。